

一 般 質 問

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	13番 成川 保美	(1) 杉山町政2期目に向けての決意と次年度予算編成の取り組みについて (2) 提案募集方式の活用で住民サービスの向上を
2	3番 峯尾 進	キャッシュレス化に伴う町の対応は
3	5番 庄司 征幸	(1) SDGsに対する取り組みを問う (2) 風しん対策の今後は
4	1番 加藤 久美	法定雇用率からの障がい者雇用について問う
5	7番 尾尻 孝和	(1) 保護者の教育負担軽減に高校通学費助成を (2) 大規模自然災害から町民を守る備えを今から
6	8番 戸村 裕司	地域特性を活かした農産物の販路拡大を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

<p>【問】 1 (1) 杉山町政2期目に向けての決意と次年度予算編成の取り組みについて</p>	<p>13番 成川 保美</p>
<p>杉山町政2期目に向けての決意と次年度予算編成についてお尋ね致します。 1、杉山町政は無投票により2期目が誕生されました。どのように受け止められたのかお尋ねします。 2、平成30年6月議会の私の一般質問で、1期目の公約達成率はおおむね達成で50%を超えているとの答弁がありました。残りの公約に対して、今後の推進は。 3、杉山町政2期目で取り組む重要課題と新たに取り組む施策は。 4、次年度の予算配分について、町長の基本的な考えをお尋ねします。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>1点目につきましては、私としては、選挙で1期目の評価を受けるものと思っておりましたが、無投票当選という結果は非常に重く受け止めております。このことは、1期目の町政運営に一定の評価を戴いているかと思っておりますが、むしろ、気を引き締め、おごることなく、この4年間の町長の職責を全うすべく、精進していきたいと考えております。</p> <p>2点目につきましては、4年前「夢」ある中井の「みらい」を拓く、を掲げ、町長に就任し、公約の実現に向け努力してまいりましたが、未着手や未達成な事業につきましては、限られた財源の中でその実施方法等も含め、引き続き実現に向け検討していく考えでおります。</p> <p>3点目につきましては、先ほど所信表明の機会をいただき、町政運営の一端を申し述べさせていただきましたが、それらにつきましては、町の総合計画との整合性もあることから、まずは、平成28年度に策定いたしました、町の最上位計画であります第六次中井町総合計画の推進にしっかり取り組んでいくことが重要であると考えております。その中で、活力・快適・安心をキーワードとしたまちづくりの実現に向け、教育環境の充実、観光資源の創出、防災減災対策、健康寿命の延伸、インター周辺を含めた計画的な土地利用、それらを実施するための財源の安定確保に力を入れていきたいと考えております。</p> <p>4点目につきましては、平成31年度の財政見通しは、町税では法人税割額標準税率の引き下げ等の影響により、税収規模の減少が予想され、消費税交付金は税率が2%引き上げられる増税前の駆け込み需要による増収が見込まれるものの、その他の交付金については、増収の要因が見当たらない状況です。歳出面では、高齢化等に伴う介護・医療などの社会保障費に加え、公共施設等の老朽化に伴う長寿命化や修繕に係る財源を確保する必要性があり、引き続き徹底した歳出の抑制と更なる歳入の確保に取り組んでいかなければなりません。</p> <p>このような財政状況の下、これまでの施策・事業における成果や課題を徹底的に検証し、事業の必要性、内容を精査するとともに、第六次中井町総合計画で定める3つの重点プランである「Ⅰ交流人口の増加 活力を生み出す里都まち交流人口増加への取組」、「Ⅱ定住促進 快適な里都まちライフスタイルによる定住促進への取組」、「Ⅲ安全・安心の確保 安心を支える里都まち地域づくりへの取組」を着実に推進すべく、優先順位を見極めながら取り組むこととし、平成31年度予算編成を指示しております。</p>	
<p>【問】 1 (2) 提案募集方式の活用で住民サービスの向上を</p>	<p>13番 成川 保美</p>
<p>地方分権改革については、第1次から第3次一括法などにより、これまで法令で全国一律に定められていた福祉施設・道路・公営住宅などの基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなど見直しが行われた。</p> <p>地方公共団体は、地域の実情に応じた独自の基準を定めることなどが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになった。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の義務の簡素化・迅速化が図られるようになった。</p> <p>平成26年から提案募集方式が導入され、地方では、現場が直面する課題の解決を考える視点と、国と地方のあり方を考える視点との違いを提案募集方式の活用により、双方のギャップが埋められ、地域の実情に応じて使いやすい行政制度のリノベーションが実現できるようになった。</p> <p>平成29年の地方からの提案に関する対応状況の実現・対応の割合は89.9%と高い実績に結びついている。</p> <p>積極的に、地方分権改革と住民サービス向上が直結する提案募集方式を活用して、中井町民の利便性を追求すべきと判断するが、町長の考えをお尋ねします。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>地方分権改革については、平成7年の地方分権推進法の成立以来、国が主導する形で、さまざまな地方分権改革が進められ、国と地方の役割分担の見直しが行われました。第1次地方分権改革では、国と地方の関係が、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変わり、第2次地方分権改革では、地方に対する規制の緩和や事務権限の移譲が進められてきました。さらに平成26年からは、国主導の勧告方式から地方の声をふまえつつ、社会情勢の変化に対応した地方分権改革を推進する観点により、地方公共団体等から制度改正を募集する「提案募集方式」が導入されたところです。</p> <p>提案募集制度の活用については、町単独では行っていませんが、提案募集の実現に向けては、自治体間で連携し、共同提案を行うことが効果的とされていることから、今年度、県と連携し2件の共同提案を行っております。また、全国から提案のあった案件に対しても、4件について共同提案に参画しているところです。今後も、権限移譲・地方に対する規制緩和について、まちの各種事業を推進する上で必要に応じ、関係自治体と連携し活用していきたいと考えております。また、国・県の予算・施策に関する要望については、県町村会等を通じ行っており、引き続き住民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】 2 キャッシュレス化に伴う町の対応は	3番 峯尾 進
<p>来年10月に迫る消費税率10%への引き上げに伴い、消費の複雑化や落ち込みによる経済の後退が心配される中で、キャッシュレス決済を推進する動きが活発化している。地域では買物弱者や介護が必要な高齢者の利便性向上、行政における徴収や給付事務の効率化、決済で得られるビッグデータの活用など幅広い分野での効果が期待される。これに伴い地方自治体においても、カード決済が出来る環境の整備など急がれるところである。県内においては、多くの市町がクレジット収納等を実施しており、本町においても、納税の利便性向上や事務手続き効率化など、その基盤の構築や受け入れ体制の準備など必要とみられる事から、次の質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、クレジット収納を実施して窓口サービスの効率化と利便性向上を図る考えは。 2、地域通貨「きら」の活用で自治体ポイント還元などを図る考えは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>国においては、世界的なキャッシュレスの流れを踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性が向上し、実店舗等、消費者、支払サービス事業者がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現を目指すとして、平成29年6月に閣議決定した「未来投資戦略2017」において、今後10年間に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指し、キャッシュレス推進協議会を設立し、その環境整備等を行っていくとしています。</p> <p>また、県においても、本年11月にキャッシュレス都市(シティ)KANAGAWA宣言を発表し、県民・企業を全力でサポートしながら、消費者の利便性と事業者の生産性を向上させるキャッシュレスを推進するため、税金支払いのキャッシュレス化、事業者マッチング、消費者・事業者への普及啓発、実証フィールドの提供に今後取り組んでいくとしています。</p> <p>本町においても、国、県の動向等を注視し、社会経済環境の変化に遅れることなく、町民の利便性向上に資するようキャッシュレス化に取り組んでいく必要があると認識しております。</p> <p>1点目についてですが、納税の利便性向上等に関するご質問であることから、納税方法としてのクレジット収納についてお答えさせていただきます。</p> <p>現在、県内では5市1町がクレジット収納を実施しており、実施町におけるクレジットによる納付割合は全件数の0.4%となっています。また、本町がクレジット収納を導入する場合、インシャル経費で180万円程度、ランニング経費で納税取扱手数料を除くシステム運用経費だけでも年間120万円程度の費用が見込まれます。</p> <p>本町においては、実施町と比較してクレジット収納の利用者が多い割合となる特段の理由がないと思われる一方で、その実施には多額な経費が必要になること、加えて、窓口サービスや事務処理の効率化、簡素化にはつながらないと見込まれることから、現時点では導入の予定はございません。納税手段の多様化、収納環境の整備は、納税者の利便性向上、また徴収確保対策の上からも重要であり、必要性はあると認識しておりますが、同時に導入による費用対効果も重要な視点であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>2点目についてお答えいたします。</p> <p>地域通貨「きら」は、平成23年度より、町内の小売業の所得向上から店舗の持続発展に寄与されることを目的に、町の事業の報償に係る費用の対価や、ボランティア等の謝礼として交付しております。</p> <p>国において消費税率の引き上げに伴い検討されている景気対策としての自治体ポイントの加算と地域通貨「きら」とでは、その発行目的や性質が異なることから、景気対策としての「きら」の活用は、現時点で得ている情報からは考えてございません。国において、消費税率の引き上げに伴う景気対策や逆進性緩和策が検討されているところですので、その検討状況を注視し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	

【問】3(1)SDGsに対する取り組みを問う	5番 庄司 征幸
<p>SDGsは、2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」で、2015年9月の国連サミットで採択された。その仕組みは、「誰一人取り残さない」「我々の世界を変革する」の二つの基本理念のもとに、経済・社会・環境の三つを統合させて解決させる必要性から、17の目標が設定されている。さらにその下により具体的な達成年限や数値目標を含む「ターゲット」や進捗状況を測るためのグローバル指標が置かれている。</p> <p>その特徴は、政府や自治体、企業などのステークホルダーが、膨大なすべての課題に取り組むのではなく、それぞれの優先課題に焦点を当てた取り組みを推奨している点である。</p> <p>自治体でも、SDGsを利活用する動きが活発化しつつある。内閣府の有識者検討会は、昨年度末、提言をまとめた。その中で、自治体における計画策定において、SDGsの要素を地域の優先課題に反映させるべきことや、環境、経済、社会面の持続可能性の統合による進捗管理の必要性、ステークホルダーとのさらなる連携や地域間連携の重要性を提言した。</p> <p>以上の観点から、SDGsの要素を、本町の施策や中長期戦略・計画にどのように反映していくのか、今後の方針を伺います。</p>	
【町長答】	
<p>SDGs(エス・ディー・ジーズ)は2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で明示されたもので、前身となるMDGs(エム・ディー・ジーズ)ミレニアム開発目標が、開発途上国に対する支援という性格が強かったのに対し、SDGsは、経済・社会・環境の3面における統合的な取り組みを推進するものであり、先進国を含む全世界のあらゆる関係者が持続可能な世界を構築するという点で違いがあり、貧困の撲滅など、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指しているものです。</p> <p>SDGsは世界を持続可能な方向に変革させていく道筋を示したもので、SDGsの17の目標の追及は、中井町においても諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものであるとも考えます。また、自治体へのSDGsの導入の主な目的の一つが地域活性化であり、政府は、地方創生という大きな政策課題の中に、自治体へのSDGsの導入を位置づけているところです。</p> <p>現在、町は、第六次総合計画や中井町総合戦略などにより、人口減少社会の中で、将来的に地域の活力を維持発展させ、地域の特徴を生かした持続可能なまちづくりの推進に取り組んでおり、総合計画における自然・環境分野などにおいてはSDGsの17の目標に関する施策も含まれています。まずは、現在取り組んでいる総合計画に位置付けられた事業のいくつか、SDGsの目標達成につながることを認識し、まちづくりに取り組むことが重要であると考えております。今後は、他自治体における取り組みなども参考にしながら、総合計画などの改定時には、町の優先課題についてSDGsの理念や考え方を踏まえ、策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	
【問】3(2)風しん対策の今後は	5番 庄司 征幸
<p>現在、風しんの罹患者が増加の一途を辿っている。原因は、主に30歳代から上の世代の男性で、定期接種がおこなわれていないか、ワクチンの接種が1回のみで十分な抗体ができていないためである。2014年の調査では、30歳代前半から50歳代前半の男性の5人に1人は免疫がないという結果が出ている。流行の状況を見ても、男性の罹患が多い。</p> <p>以上の点から、この世代の男性に対するワクチン接種を進めないと、今後も風しんの流行を防ぐことはできないと考えられる。またこのような状況を放置すると、妊娠初期に妊婦が感染するリスクが高まり、胎児が先天性風しん症候群にかかり、重篤な障害を負う危険性も高まる。</p> <p>本町では、妊娠をしている女性の配偶者等や妊娠予定の女性及びその配偶者等を対象にして、ワクチン接種に対する助成を行っているが、その対象を広げる必要があると考える。今後の方針を伺います。</p>	
【町長答】	
<p>今年は風しんの罹患者が既に2千人を超え、首都圏を中心に全国的な広がりを見せています。特に抗体保有率の低い年齢層となる30代から50代男性の罹患者が多いことが原因ともされ、平成25年当時の大流行に匹敵する規模への拡大も懸念されております。</p> <p>妊婦、特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、赤ちゃんに難聴や心臓病などの障害が起きる先天性風しん症候群となる恐れがあり、その対策が求められております。</p> <p>本町では、神奈川県が実施する風しん抗体検査と関連し、妊娠を希望する女性とその配偶者等と妊娠している女性の配偶者等を対象として、風しんワクチンの予防接種費用の助成を行っており、町広報やホームページ等を通じ、周知・啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き様々な媒体・機会を通じ、予防の必要性を広く周知・啓発するとともに、医療機関等の関係機関とも連携・調整を図り、ワクチン接種への一層の推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお、直近の報道では、厚生労働省において、30代から50代男性など抗体保有率の低い年齢層への定期接種化の方針が示されたとのことから、今後の動向等を踏まえ、迅速かつ適切な対応を行ってまいりますのでご理解をいただきたいと思います。</p>	

【問】 4 法定雇用率からの障がい者雇用について問う	1番 加藤 久美
<p>中央省庁や地方自治体が、法律で定められた障がい者雇用数を水増ししていたとして批判が出ています。神奈川県労働局発表の再点検結果によれば、神奈川県内の市町村等公的機関の障がい者雇用不足数は、8人から232人となり、再点検後、法定数を下回った自治体は5市町でした。中井町は再調査前に2.94%（3人）であった雇用率が再調査後、法定雇用率を下回る1.96%（2人）となり「障害者雇用の不適切な算定状況」と報道がされましたが、後に町から「故意の水増しではなく、理解不足からの計上誤りであった」との説明がありました。</p> <p>私はこの問題を機に、「障がいのある方を公的機関が雇用する意義」について根底から考え直すことが重要であると考えています。町では障がい者福祉政策の指針である「中井町第3次障がい者計画」を平成30年3月に策定したばかりです。「障がいのある方とともに、みんなで支えあう福祉のまちづくり」の実現と、基本理念である“誰もが住み慣れた地域で支えあい、自立・安心して暮らせるまち”の推進を踏まえた上で、町が障がい者雇用について、どのように考え、法定雇用率を達成していくのか伺います。</p>	
【町長答】	
<p>わが国では、障害者基本法に基づき障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進がされ、その基本的な考え方は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することです。</p> <p>このような考え方の下、障がい者の雇用施策については、障害者の雇用の促進等に関する法律及び障害者雇用対策基本方針に基づき、職業を通じての社会参加を進めていけるよう各種施策を推進したところ、障がい者の労働意欲の高まりに加え、積極的に障がい者雇用に取り組む企業が増加することで、障がい者雇用は着実に進展してきました。</p> <p>障がい者が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会実現の理念の下、事業者には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務付けがされ、平成30年4月からは国、地方公共団体等では2.5%に法定雇用率が引き上げられました。</p> <p>平成29年度時点における調査において、障がい者雇用の水増し問題が国・地方公共団体で発覚したことを受け、国からの法定雇用率の再調査を受けて町で再点検したところ、平成29年度当時の法定雇用率の2.3%を下回った1.96%となりましたが、その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることになっていることから、国の取扱としては、法定雇用率は達成しているものと取り扱われます。</p> <p>町としても法定雇用率を下回っていることを十分認識しておりますので、今後予定させていただく職員を雇用する募集要項の中で、障がい者の採用枠を設けるとともに、町内関係団体等にもご相談をさせていただき、障がい者の雇用を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】 5（1）保護者の教育負担軽減に高校通学費助成を	7番 尾尻 孝和
<p>杉山町長は10月の町長選挙に向け発行された後援会討議資料で、教育環境政策として「働く世代の教育応援」を掲げられました。具体的に、どのような施策を考えているか。</p> <p>子育て、わけても子供の教育にかかる保護者の負担は大きなものになっています。義務教育を終え、高校、大学、さらに大学院へと学ばせる家庭も少なくありません。今では中学卒業で就職する事例はほぼ無く、高等学校等への進学は当たり前のこととなっています。</p> <p>保護者の増大する教育負担を軽減し、家庭の経済状況で学業が左右されることの無いよう、さまざまな手立てが検討されています。</p> <p>中井町は駅のない町であり、また、高等学校もありません。中井中学校の卒業生はだれもが町外の高校へ通うこととなります。多くはバスで二宮駅、秦野駅に出て、電車通学となっています。</p> <p>すべての保護者が享受できる教育負担軽減のために、中井町の行政として出来る手立ての一つとして、高校通学費助成があると考えます。町長の掲げる「働く世代の教育応援」として検討・実施すべきと考えるが、町長の見解は。</p>	

【町長答】

教育環境政策としての「働く世代の教育応援」につきましては、1期目で着手した事業のブラッシュアップを図るべく、保育料や小中学校給食費の無料化などを進めていくとともに、この4年間取り組んでまいりました他の子育てや教育に関する事業につきましても、引き続きしっかりと進めていき、次代を担う中井っ子の育成のための支援を中井町らしく拡充していきたいと考えております。

本町の高校生たちの通学状況につきましては、議員ご指摘のとおり、多くは路線バスを利用し最寄りの駅に出てから電車通学となるため、通学に要する費用の負担が大きいことを理解しているところでございます。

現在、町における高校生等への支援につきましては、中井町育英奨学金事業により、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方であって、一定の基準を満たした方に対し学資を助成し、修学を奨励しております。

また、国や県におきましても、高校生等奨学給付金制度や高等学校奨学金などにより修学を奨励しており、これらの就学支援制度の周知に努めているところでございますので、本町においては、まずは義務教育における子育て支援の施策の充実に努め、ご提案をいただきました高校生への通学費助成などの新たな取り組みにつきましては、保護者の経済的負担などを勘案したなかで、必要なものを見極めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

【問】5(2)大規模自然災害から町民を守る備えを今から

7番 尾尻 孝和

地震・台風・大雨・噴火などは避けられなくても、それによっておこる災害を減らし、被害を軽減する手立は、日常からできますし、やらなくてはなりません。

土砂崩れや河川の氾濫などが起きないように、さまざまな事業がおこなわれています。土砂災害防止を目的として現在、神奈川県県西土木事務所によって、中井町全域を対象に、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向けた基礎調査に取り組みられています。調査の結果、中井町としてどのような対応を想定されているか。また、河川の追加調査や対策事業の検討は。

民家などの耐震診断、耐震補強事業に加え、危険が予想される民有地ブロック塀の取り壊しと作り変えを誘導するための事業が始まりました。個人所有の廃屋や倉庫などの建築物でも、地震や台風などの際、周辺への危険が心配されるものがあります。ブロック塀と同様に、これらの建築物についても、取り壊しなどを誘導する事業が必要と考えるが、町の対応はいかがか。

【町長答】

現在、神奈川県が実施している「土砂災害特別警戒区域」の指定に関連した基礎調査は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知・警戒避難態勢の整備・住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等、災害防止の中でもソフト対策を推進しようとするものであります。

本町においては、平成23年度から「土砂災害警戒区域」の調査が実施され、地域説明会等を経て、平成25年に81区域が土砂災害警戒区域に指定されております。

今回の基礎調査は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・地質・土地利用状況を調査し、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を、「土砂災害特別警戒区域」に指定するもので、基礎調査後、地域説明会、町への意見照会等を経て、指定される予定になっております。

この調査結果により、市町村では警戒避難体制の充実策として、情報伝達・警戒避難体制等の整備や市町村地域防災計画の見直しを行うこととなります。

また、特別警戒区域に指定された区域においては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われることとなります。

河川に関しては、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、県において河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定され、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表されています。

町として追加調査等の予定はございませんが、被害の軽減には、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何より重要であることから、町ではこの指定を受け、平成22年に洪水ハザードマップを作成、更に土砂災害危険情報を併せた防災マップを作成し、全世帯へ配布するなど、災害や防災に関する情報の周知に努めているところでです。

また、ブロック塀と同様に建築物の取り壊しなどを誘導する事業ということですが、町では、平成27年度に空き家調査を実施し、空き家のうち、建物の利用可否の判定で「不可」と判断されたものは、中村地区7棟、井ノ口地区1棟が確認されています。

そのうち、既に中村地区、井ノ口地区、それぞれ1棟が除却されており、残りの6棟も老朽化は進んでいますが、周囲に危険を及ぼすという状況では無いという報告を受けております。

空き家の中には、防災・安全といったこと以外にも、周辺環境に悪影響を与えている物件もあると思いますが、建物の所有者が責任をもって管理していただくことが原則ですので、所有者の責任において適正な管理をしていただくよう、県と連携しながら指導してまいりたいと思います。

【問】6 地域特性を活かした農産物の販路拡大を	8番 戸村 裕司
<p>農家の高齢化や農業後継者の農業離れによる担い手不足など、農業を取り巻く課題が蓄積されている中、中井町では、2015年農林業センサスでも農業戸数が420戸と、全世帯に占める農家の割合が県全体と比べて高くなっており、少量多品目の野菜が生産されている。</p> <p>野菜の生産には、気候条件や土質もあるが、農家の努力によるところも大きく、所得を上げるためには、最終的に販路の問題があると認識している。これからの販路の課題について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、町の農作物収穫体験の今後は。 2、ブランドプロジェクトでの販売実証支援の成果と課題は。 3、販路拡大に向けた町のさらなる取り組みは。 4、農家の販路拡大を支援する補助金を創設する考えは。 5、大消費地を抱える地域と、農や食を通して顔の見える関係をつくる考えは。 	
【町長答】	
<p>我が国の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や、後継者の農業離れによる担い手不足に加え、農作物の有害鳥獣被害や耕作放棄地の増加など多くの課題が山積しております。</p> <p>本町においても同様な課題が見受けられる状況下のなか、農業従事者のご努力により地勢や温暖な気候を活かし、産地化された農産物はないものの、少量多品目ではありますが、良質な露地野菜や果樹などを中心に生産がされており、農業は現在でも町の基幹産業のひとつとなっております。</p> <p>なお、ご質問の回答につきましては、一括による回答とさせていただきます。</p> <p>先に申し上げましたが、農業は町の基幹産業のひとつであり、生産される多品目の農産物を活かす仕組みづくりとして、農作物の収穫体験やブランド商品を含めた農産物の販路拡大への取り組みは大変重要であると認識しております。</p> <p>その一助として、収穫体験事業や、横浜や都内で行われている催しへ、町のブランド品や農産物を出店販売することは、体験・交流を通じて農業や食への理解促進が図れ、地域や町の魅力を見聞していただくことができます。</p> <p>これらの取り組みは「人、もの、情報」の行き来を活発にすることで、直接販売での売り上げによる収益だけでなく、交流により消費者が求めるニーズを見分ける機会を得ることに繋がり、中井町への関心の深まりや交流人口の増加や、担い手の確保といった面にも寄与するものと確信しておりますので、収穫体験事業については、農家自らが運営する体験農園や観光農園の取り組みなども、併せて検討していきたいと考えております。</p> <p>本町の農業を持続、発展、活力あるものにしていくためには、生産された農産物が確実に販売でき、農業所得の向上に繋げていくことが町の農業振興を図る上でも重要なことであると認識しております。</p> <p>販路拡大を進めていくにあたっては、生産者、JA、県等関係機関、町が、それぞれの役割を持ち連携して取り組むことが必要であり、町としまして積極的に町内産農産物のPRに努めることや、農産物の販売コスト等も鑑み、必要な支援策を講じるだけでなく、都市近郊にあるという地域性のメリットを最大限に活かした、農や食を通して顔の見える関係づくりなど、市町村交流、学校教育、観光事業など様々な視点からも調査・検討を積み重ね、販売機会の創出を店舗等に働き掛けなど、販路拡大に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	